

総務協議会協議事項

〔 日時 令和元年5月22日(水)
午前10時
場所 第1委員会室 〕

○ 所管事項の報告について

- 1 第30回南郷サマージャズフェスティバル2019(30周年記念)の概要について
- 2 ネーミングライツ・スポンサー募集について
- 3 長根公園内駐車場の有料化について
- 4 長根屋内スケート場の供用開始について
- 5 指定管理者制度導入予定施設について
- 6 南郷村の編入に伴う八戸市市税条例の適用の経過措置に関する条例の一部改正(案)の概要について
- 7 八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正(案)の概要について

第30回南郷サマージャズフェスティバル2019（30周年記念）の概要について

- 1 趣 旨 全国的にも有数の文化イベントとして定着している「南郷サマージャズフェスティバル」の開催を通じ、広域的な住民交流の輪を広げるとともに、地域文化の向上と地域の活性化を図ることを目的とする。
- 2 日 時 令和元年7月27日（土）開場 12:00 オープニング 13:00 開演 15:00
- 3 会 場 八戸市南郷 カッコーの森エコーランド 野外ステージ
- 4 主 催 南郷ジャズフェスティバル実行委員会（共催 八戸市・南郷商工会）
- 5 出 演 者 オープニング：西園小ジャズバンド、中沢中学校ジャズバンド部、
八戸 J A Z Z 楽団、スウィングベリー・ジャズ・オーケストラ
第1部：オバタラ・セグンド
第2部：伊藤君子トリオ
第3部：南郷30thスペシャルバンド David Matthews Nango Super Session
（デヴィッド マシューズ／類家心平／佐々木優花ほか）
第4部：渡辺貞夫クインテット 2019
- 6 入場料金 前売券 一般 5,000円 中高生 2,000円（当日券 1,000円増し）
※チケット販売開始 令和元年5月20日（月）
- 7 前夜祭 ◇日 時：令和元年7月26日（金） 開演19:00 終了20:30
◇会 場：八戸市南郷 カッコーの森エコーランド 野外ステージ
◇出 演 者：馬場葉子、八戸 J A Z Z 楽団
◇入場料金：一般500円
（本祭前売チケット提示で無料、高校生以下無料）
- 8 そ の 他 《30周年記念企画》
○プレミアムチケットの販売（限定50枚 10,000円/枚）
特典・①出演者プリントサイン入りチケット（プレート型）
②先行入場
○30周年記念グッズプレゼント
御来場のお客様に30周年記念グッズをプレゼント

ネーミングライツ・スポンサー募集について

I. 八戸市新井田インドアリンク

「八戸市新井田インドアリンク」におけるネーミングライツ（施設命名権）のスポンサー企業を募集する。

1 募集要項（概要）

（1）目的

令和元年7月31日にネーミングライツ事業契約が終了することから、引き続き、市有施設を有効活用することにより財源を確保し、施設の良い維持管理を図るため、社会貢献活動及び企業広報の一環として、八戸市新井田インドアリンクへのネーミングライツ（命名権）を取得するスポンサーを募集する。

（2）施設概要

- ① 名称 八戸市新井田インドアリンク（呼称 テクノルアイスパーク八戸）
（契約期間：平成26年8月1日から令和元年7月31日）
- ② 所在地 青森県八戸市新井田西四丁目1-1
- ③ 施設概要 開館：昭和59年5月
構造：鉄筋コンクリート造二階建て
建築面積 約4,550㎡ 延床面積 約5,923㎡
競技場：アイスホッケーリンク1面（30m×60m）
開館期間：9月上旬～4月末日
- ④ 年間利用者数：利用者 67,692人（平成30年度実績）
観覧者 40,126人（平成30年度実績）
- ⑤ 主な開催イベント：プリンスアイスワールド2018 in HACHINOHE
アジアリーグレギュラーシーズン
第68回全国高等学校アイスホッケー競技選手権大会
浅田真央サンクスツアー
第75回国民体育大会冬季大会アイスホッケー競技会（予定）
- ⑥ 管理運営：指定管理者 エスプロモ株式会社
（平成31年4月1日から令和6年3月31日まで）

（3）命名条件

呼称は「八戸」を含むものとし、施設のイメージを損なうことなく、市民の理解が得られるようなものとする。

（4）契約希望金額

年額150万円以上（消費税別）

（5）契約期間

令和元年8月1日から令和6年7月31日

（6）スポンサー特典

- ①八戸市新井田インドアリンクへの呼称の表示

- ②リンク内に企業名の表示
- ③整氷車への広告等の表示
- ④市の広報紙やホームページ等での呼称の使用
- ⑤契約期間終了後の継続に優先交渉権を付与

(7) 応募資格

法人（登記された法人）

(8) スポンサー募集期間

令和元年5月22日（水）～令和元年6月21日（金）

(9) 選定方法

市が設置する選定委員会において、応募金額、呼称案、業務内容等について総合的に判断し、選定する。

なお、申込者が一者のみの場合でも、選定委員会において審査する。

2 今後のスケジュール

5月22日～6月21日	ネーミングライツ・スポンサー募集
6月下旬	選定委員会開催・呼称決定
8月1日	呼称使用開始

II. 八戸市多賀多目的運動場天然芝球技場

「八戸市多賀多目的運動場天然芝球技場」におけるネーミングライツは、3ヶ月間ネーミングライツ事業契約を延長し、本年9月に募集を開始する。（呼称 ダイハツスタジアム）

1 概要

令和元年9月30日にネーミングライツ事業契約が終了する「八戸市多賀多目的運動場天然芝球技場」のネーミングライツについては、12月までの3ヶ月間、契約を延長する。

当初の契約期間：平成28年10月1日から令和元年9月30日

変更後：平成28年10月1日から令和元年12月31日

2 延期する理由

ヴァンラーレ八戸FCのシーズン途中のホームスタジアムの名称変更を避けるため。

3 今後のスケジュール

次期ネーミングライツ・スポンサー募集開始は、9月上旬を予定しており、スポンサーの決定は11月中に行う予定。

呼称、企業名等の表示場所(現状写真)

特典等の1 施設への特定呼称の表示

新井田インドアリンク入口看板



公園の正面の入口看板



正面玄関自動ドア



特典等の2 リンク内壁面への企業名の表示



特典等の3 整氷車への広告等の表示



長根公園内駐車場の有料化について

1. 主旨

現在、長根公園内において、今秋の開館を予定している「八戸市長根屋内スケート場」の外周に駐車場を整備中であるが、周辺の交通渋滞の緩和、無断駐車への抑制、利用者負担の公平性などを目的に有料とするもの。

2. 駐車場の概要

- 駐車台数 約600台 ・入出場ゲート式機械管理システム
- 供用時間 7:00～22:00（大会時、冬季を除く）（予定）

3. 有料化についての検討状況

- 平成30年12月19日 関係課会議（公園緑地課・スポーツ振興課・当室）
- 平成31年 1月 7日 関係課会議（公園緑地課・スポーツ振興課・当室）
- 平成31年 1月23日 屋内スケート場建設推進プロジェクトチーム第10回会議
- 平成31年 3月 7日 屋内スケート場建設推進プロジェクトチーム第11回会議
- 平成31年 4月24日 中心市街地駐車場協議会への説明

※屋内スケート場建設推進プロジェクトチームとは、屋内スケート場建設を円滑に推進するため、平成26年1月6日に関係課長をメンバーとして組織。

4. 料金（案）について

- 基本的な考え方
 - ・ 交通渋滞の緩和、無断駐車への抑制、利用者負担の公平性などの観点から有料駐車場とする。
 - ・ 駐車場は長根公園内施設利用者のための施設であり、また、これまで無料であったことを考慮し、施設利用者は無料とする。
 - ・ 施設利用者以外（大会、イベント等の観客など）は有料とするが、過度の負担とならないようにする。

○内容

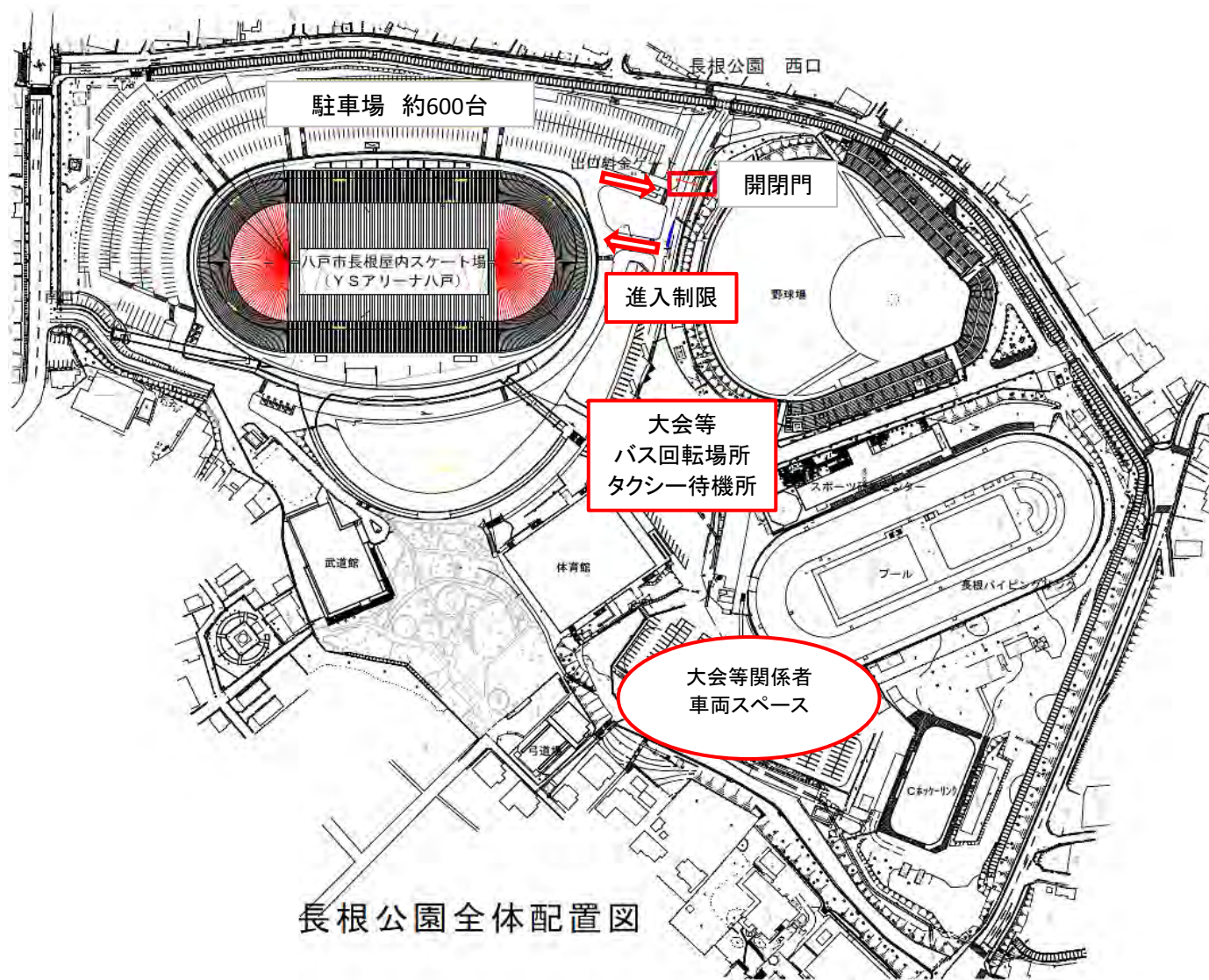
- ・ 施設利用者は無料
施設使用許可を受けた者、施設保守管理関係者など
- ・ 施設利用者以外は有料
上記以外の者：観客など
- ・ 有料の場合、1時間まで無料。以後一定額を加算。
- ・ 供用時間内の駐車は一定の上限額を設定。
- ・ 供用時間外の駐車は上限無し。（無断、放置など違法駐車への抑止）
- ・ 身体障害者手帳等の交付を受けている方は無料。

※具体的な金額など詳細は調整中

5. その他

- 体育館前等のスペースは、各種大会やイベント開催時の送迎バスやタクシー等の待機・回転場所として使用することとし、門扉を設け新たな駐車場と区域を明確にし、目的外駐車への抑制に繋げる。（次項参考図を参照）

【参考図】



長根公園全体配置図

長根屋内スケート場の供用開始について

1. 供用開始期日（予定）

令和元年9月29日（日）

2. オープニングイベント（市制施行90周年記念事業）

（1）趣旨

市制施行90周年となる今年、県南地域の長年の悲願であった屋内スケート場が完成、供用開始を迎えるにあたり、氷都八戸の新たな幕開けにふさわしいオープニングイベントを実施する。

（2）日時

令和元年9月29日（日）午後

（3）内容

- 式典
来賓等祝辞、オープン宣言など
- 記念セレモニー
滑り初め、記念アトラクションなど

（4）備考

- 具体的な時間、内容等詳細については調整中。
- イベント終了後は、リンクの無料開放を実施予定。

指定管理者制度導入予定施設について

「指定管理者制度の導入方針」（平成25年3月改訂）に基づき、次により令和2年度から10施設に指定管理者制度を導入する。

- 1 導入施設 公募 10施設（全て継続）
うち、総務協議会所管分は4施設（No.1、No.2、No.6）

No	対象施設名称	施設数	所管課
1	八戸市市民活動サポートセンター	1	市民連携推進課
2	八戸市青葉湖展望交流施設	1	南郷事務所
3	八戸市斎場	1	市民課
4	八戸市東霊園 八戸市西霊園 八戸市南郷中央霊園	3	市民課
5	八戸駅東口広場駐車場 八戸駅西口広場駐車場	2	都市政策課
6	八戸市立南郷図書館 八戸市図書情報センター	2	図書館
計		10	

2 指定期間

- 8施設（No.1～4、No.6） 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）
2施設（No.5） 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで（1年間）

3 管理運営開始までのスケジュール

令和元年7～10月	◇ 指定管理者候補者の募集及び審査・決定
11月	◇ 定例協議会 ・指定管理者候補者の選定結果の報告
12月	◇ 12月定例会 ・指定管理者指定議案の提出・議決 ・指定管理料の債務負担行為の設定
令和2年1月	◇ 包括協定の締結
3月	◇ 3月定例会 ・指定管理料に係る予算案の提出・議決
4月	◇ 管理運営開始

南郷村の編入に伴う八戸市市税条例の適用の経過措置に 関する条例の一部改正(案)の概要について

- 1 改正理由 「過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令」の一部改正に伴い、固定資産税の課税免除の措置を引き続き実施するためのものである。

- 2 改正内容 課税免除対象設備の新增設の期限延長

現 行	→	改 正 後
平成31年3月31日まで		令和3年3月31日まで

- 3 施行期日 公布の日（経過措置あり）

- 4 参考（課税免除の対象及び免除期間）

旧南郷村の区域内において、製造業、旅館業、農林水産物等販売業の用に供するために、2,700万円を超える設備を取得した者について、家屋、償却資産、土地に係る固定資産税を3年間免除する。

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する
条例の一部改正（案）の概要について

1 改正の理由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、市立学校の学校医等の公務上の災害に対する補償基礎額及び介護補償の額の引き上げ並びにその他規定の整理をするためのものである。

2 改正の主な内容

(1) 介護補償の額の改定

		(改定前)	(改定後)
介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるときの補償上限額（1月）	常時介護を受けている場合	105,290 円	165,150 円
	随時介護を受けている場合	52,650 円	82,580 円
親族等による介護を受けたときの補償下限額（1月）	常時介護を受けている場合	57,190 円	70,790 円
	随時介護を受けている場合	28,600 円	35,400 円

(2) 公務災害補償の算定の基礎となる補償基礎額の改定

<改定前>

医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	6,160円	7,923円	9,550円	10,788円	11,633円	12,375円
学校薬剤師の補償基礎額	5,195円	6,175円	6,860円	8,013円	8,898円	9,360円

<改定後>

医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	6,198円	7,955円	9,580円	10,810円	11,645円	12,388円
学校薬剤師の補償基礎額	5,225円	6,203円	6,880円	8,028円	8,908円	9,370円

(3) 規定の整理

第7条の2第1項第2号中「生活介護（次号）」を「生活介護（同号）」に改め、同条第2項第1号中「とき（次号）」を「とき（同号）」に改め、同項第3号中「とき（次号）」を「とき（同号）」に改める。

3 施行時期

条例公布の日から施行する。

ただし、上記2の(1)については平成31年4月1日以後、上記2の(2)については平成30年4月1日以後に支給すべき理由の生じた補償等について適用し、その他の補償等については、従前のおり適用するものとする。

常任委員会の所管事項について

1 総務常任委員会

- (1) 総合政策部（他の常任委員会の所管に関する事項を除く。）、まちづくり文化スポーツ部、総務部、財政部、議会、選挙管理委員会、監査委員及び出納室の所管に関する事項
- (2) 教育委員会の所管に関する事項
- (3) 他の常任委員会の所管に属しない事項

2 経済常任委員会

- (1) 商工労働観光部及び農林水産部の所管に関する事項
- (2) 交通部の所管に関する事項
- (3) 農業委員会の所管に関する事項

3 民生常任委員会

- (1) 福祉部、健康部及び市民防災部の所管に関する事項
- (2) 市民病院の所管に関する事項
- (3) 消防に関する事項

4 建設常任委員会

- ・ 環境部、建設部及び都市整備部の所管に関する事項